

平成26年2月12日改正以前のJ A S規格に認められていた食品添加物は、以下のとおり。

醸造酢の日本農林規格(制定 昭和54年6月8日農林水産省告示第801号)

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。ただし、米黒酢にあつては一切使用していないこと。

1 調味料

L-アスパラギン酸ナトリウム、5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、L-グルタミン酸ナトリウム及びコハク酸二ナトリウムのうち3種以下

2 酸味料

クエン酸、DL-酒石酸(ぶどう酢に使用する場合に限る。)及び乳酸のうち2種以下

3 着色料

カラメルⅢ(果実酢以外のものに使用する場合に限る。)